

令和7年分の確定申告期間は2月16日(月)~3月16日(月)です

自宅からオンライン申請

税務署へ行かなくても、スマホとマイナンバーカードがあれば、いつでも、どこでも、簡単に申告書が作成できます。「確定申告書等作成コーナー」画面=右の画像=の案内に沿って進めるだけで簡単に作成できます。さらにマイナポータル連携を利用すると、給与所得の源泉徴収票や医療費、ふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行っていただくことが可能です。



納税手続きもオンラインで完結

納税手続きもオンラインで完結できます。簡単、便利なキャッシュレス納付の詳細は右記二次元コードから。



事前に届出で「振替納税」も便利

個人の人は事前に届出をした預貯金口座から、振替日に口座引落しにより納付できる「振替納税」がおすすめです。

宇治税務署における確定申告

宇治税務署の確定申告会場は、2月16日(月)から開設します。相談受付時間は、午前8時30分~午後4時(相談は午前9時から)の平日のみですが、3月1日(日)は開設します。
※混雑状況によっては早めに受付を終了する場合があります。
※2月13日(金)以前に税務署で申告相談を希望する人は、通常窓口対応となるため、LINEもしくは電話による事前予約が必要です。電話でのお問い合わせが多くなることが予想されますので、LINEを通じたオンライン事前予約をおすすめします。
※還付申告をされる人は、2月13日(金)以前でも提出することができます。
※税務署の駐車場は身障者用駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

申告会場入場には

LINEを通じた「オンライン事前予約」または当日配布の「入場整理券」が必要

国税庁公式LINEからオンライン事前予約(2月2日(月)から受付開始)ができます(右記二次元コードからアクセス可)。

オンライン事前予約枠および当日入場整理券配布枚数には限りがあります。終了次第、相談受付を終了します。



申告会場に必要なもの

- ▶スマートフォン ▶マイナンバーカード
- ▶マイナンバーカード取得時の2つのパスワード「利用者証明用電子証明書用パスワード(数字4ヶタ)、署名用電子証明書用パスワード(英数字6ヶタ~16ヶタ)」
- ▶源泉徴収票などの申告に必要な書類 ▶本人確認書類
- ▶前年分の申告書の控え ▶利用者識別番号などの通知(お持ちの人)
- ▶筆記用具 ▶電卓 など

スマートフォンを活用した申告書作成

宇治税務署では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した申告書の作成・送信を行っていますので必ずご持参ください。お持ちでない人は、当日、確定申告会場での申告書の作成ができないこともあります。

「確定申告書等作成コーナー」で利用する

ID・パスワードの新規発行停止

令和7年10月1日から「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax(電子申告)により税務申告を行う方法のうち、税務署が本人確認を行った上で発行するIDとパスワード(ID・パスワード方式)は新規発行を停止しています。初めてe-Taxで申告される人はマイナンバーカードを利用した申告方法(マイナンバーカード方式)をご利用ください。
※既に「ID・パスワード方式」の届出をされている人は、引き続き利用できます。

※e-Taxをご利用いただくために必要な「利用者識別番号(半角16ヶタの番号)」の新規取得やe-Taxへのログインは、引き続き可能です。

郵送での提出

申告書などは郵送での提出も可能です。

■送付先 大阪国税局業務センター阪神分室
(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号)

申告書等の控えへの取扱日付印の押なつを廃止

国税庁・国税局・税務署では、申告書等の控えに取扱日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。

税理士による申告相談

※混雑の状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅ローン控除(初年分)等の相談は不可。
※ボールペンや電卓等を持参してください。

開設期間	場所	相談時間等
2月9日(月) 2月10日(火)	文化センター3階	午前9時30分~正午、 午後1時~4時 ※相談受付時間は 午前9時~午後3時。

確定申告書の作成上の注意

- ①確定申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要
確定申告書には、申告者本人のマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。
また、配偶者や扶養親族、事業専従者につい

- て記載する場合には、それらの人のマイナンバーの記載が必要(配偶者等の本人確認書類は不要)です。
- ②公的年金等を受給している人へ
公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万

円以下の人は、所得税および復興特別所得税の確定申告の必要はありませんが、還付を受ける人は確定申告が必要です。
※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市役所税務課市民税係(☎983-2481)までお問い合わせください。